

## 令和4年度観光マップいばらき制作業務の公募に係る説明書

令和4年7月6日に公告した標記委託業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

### 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和4年度観光マップいばらき制作業務委託
- (2) 委託業務の目的 茨城県の観光マップを制作し、観光地への誘導・案内を掲載することにより、観光情報を効果的に発信するとともに観光客の周遊性やエリア価値を高めることを目的とする。
- (3) 委託業務の内容 令和4年度観光マップいばらき制作業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和4年10月31日まで
- (5) 見積限度額 金4,470,400円（消費税及び地方消費税額406,400円を含む）以内  
なお、この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

### 2 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（担当：藤咲）  
（茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッション）  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
電話 029-301-3622（直通）  
FAX 029-301-3629
- (2) 提出物について
  - ①企画書（任意）  
仕様書の内容を踏まえ、制作内容等を記載すること。
  - ②見積書  
積算基礎（制作費、印刷費、製本費及び発送費の別）が明確な経費見積額（消費税等額を含む）を提出すること。

- ③会社概要（パンフレット等）
- ④委託事業に係る過去の実績
- ⑤企画提案提出書（様式第1号）
- ⑥資格要件に係る申立書（様式第2号）

(3) 提出書類の作成及び部数

- ・①については、1冊の資料としてまとめ、無記名のものを5部、社名を記載したものを1部提出すること。
- ・②～⑥については1部提出すること。

(4) 提出期限 令和4年7月20日（水）午後5時必着

(5) 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(6) 提出先 上記（1）の担当部局に同じ。

(7) 参加報酬 企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし、各参加者が経費を負担する。

#### 4 審査方法及び評価項目

- ・選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は、企画提案書をいばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において行い、別途定める評価基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。
- ・採用・不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・審査の内容については、一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

#### 5 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和4年7月13日（水）午後5時まで、担当部局へのFAX（様式任意）又はメール（kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp）にて受け付ける。

#### 6 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要